

IX 学 寮 関 係

学寮に関する規程

(管理者)

第1条 本校の学寮（以下「学寮」という。）は校長が管理する。

(施設の目的)

第2条 教育基本法に則り、遠隔地の生徒の学校生活の便宜を図り、共同生活を通じて民主的、社会的教養を高めることを目的とする。

(寮 生)

第3条 ①本校生徒で、校長から入寮を許可された者をもって寮生とする。

②寮生は、舎監の指導助言に従って寮生活を営み、寮風の刷新改善に努めなければならない。

(入・退寮)

第4条 入寮希望者は、原則として離島及び名護以北の男子生徒とし、入寮申込書(様式1)を、保護者等連署のうえ校長に提出するものとする。

①校長は入寮を許可する場合は、入寮決定通知書(様式3)を保護者等あて交付する。

②入寮を許可された者は、速やかに入寮誓約書(様式4)を校長あて提出するものとする。

③離島及び名護以北の入寮希望者が入寮予定人数を上回っている場合は、抽選をして入寮者を決定する。

④離島及び名護以北の入寮希望者が入寮予定人数を下回っている場合は、残りをその他の入寮希望者から学寮運営委員会で選考する。ただし、単年度のみ入寮とする。

⑤退寮を希望する者は、退寮願(様式2)を保護者等連署のうえ校長に提出するものとする。

⑥入寮以前に本校の懲戒指導を受けた者は、学寮運営委員会並びに職員会議に諮り、校長が入寮の可否を決定する。

(舎 監)

第5条 校長は、学寮運営のため舎監を置く。舎監は、校長の教育目標、並びに施設の目的に則り学寮を運営し、寮生の生活全般にわたって指導する。

(学寮運営委員会)

第6条 校長は、学寮運営のため学寮運営委員会を招集する。委員の構成は別に定める。

(寮生役員)

第7条 舎監を補佐し、寮生活の向上発展を図るため次の役員を置く。任期は1年間とする。

(1) 寮 長 1名

(2) 副寮長 1名

(納入金)

第8条 学寮の経費は入寮費、寮費及びその他の経費（以下「納入金」という。）でもって充てる。

(1) 入寮費・・・・・・ 5,000円

(2) 寮 費・・・・・・ 30,000円

(細則、心得等)

第9条 学寮の運営を円滑にするため、学寮細則又は寮生心得を別に定める。

(懲戒指導)

第10条 寮生で学校の懲戒指導を受けた者及び学寮生活に不相当と認められたときは、校長は退寮を命じることができる。

(納入金の滞納)

第11条 校長は、寮費その他の納入金の納付を3ヵ月分滞納した者に対して退寮を命じることができる。

(帳 簿)

第12条 学寮には、次の帳簿を備える。

(1) 公文書綴

- (2) 備品台帳
- (3) 食糧に関する帳簿
- (4) 会計に関する帳簿
- (5) 入退寮に関する帳簿
- (6) 外出、外泊に関する帳簿
- (7) 学寮日誌
- (8) 学寮に関する規則綴
(防 災)

第13条 火災や地震等非常事態に対処するため、自営消防組織を編成し、かつ避難訓練を行うものとする。
(規定の改定)

第14条 本規定並びに学寮細則、寮生心得の改廃は、内規改定の手順に従うものとする。

附 則

この規則は、昭和52年4月1日から適用する。

平成12年3月 一部改正

平成14年12月25日 一部改正

平成15年 一部改正

平成24年2月2日一部改正

平成27年3月15日一部改正

平成30年3月2日一部改正

令和4年3月3日一部改正